

内灘町議会業務継続計画（議会 BCP）

令和6年6月

石川県河北郡内灘町議会

目次

1. 内灘町議会業務継続計画の目的.....	4
2. 災害時の議会、議員の行動指針.....	4
(1) 議会の役割.....	4
(2) 議員の役割.....	4
3. 災害時の町との関係.....	4
4. 議会 BCP の発動基準.....	5
5. 安否確認体制.....	5
6. 議会の体制.....	5
(1) 議会災害対策会議の設置.....	5
(2) 議員の基本行動.....	6
7. 議会事務局の体制.....	7
(1) 事務局職員の非常時優先業務.....	7
(2) 事務局職員参集時の留意事項.....	7
(3) 安否確認事項.....	7
8. 行動時期に応じた活動内容.....	8
(1) 行動形態.....	8
(2) 行動基準.....	10
(3) 議員の参集方法など.....	10
9. 情報の収集について.....	11
(1) 地域の災害情報の収集.....	11
10. 業務継続及び災害復旧に向けた対応.....	11
(1) 町災害対策本部との連携及び議会再開に向けた協議.....	11
(2) 議会運営に向けた対応.....	11
(3) 議会開催時における本会議・委員会の再開.....	12
(4) 議会閉会時における本会議。委員会の準備.....	12
(5) 関係機関等への要望等.....	12

1 1 . 計画の運用.....	12
(1) 議会 BCP の発動解除および対策会議の廃止.....	12
(2) 議会 BCP の見直しと体制.....	12
(3) 議会機能を継続するための環境整備	12

内灘町議会業務継続計画（議会 BCP）

1. 内灘町議会業務継続計画の目的

地震、台風等の自然災害や原子力災害、感染症蔓延等の危機的事象が発生において二元代表制として議事・議決機関、住民代表機関として、迅速かつ正確な意思決定と多様な町民ニーズに対応する議会機能の維持を図るため、業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）が必要である。

大規模災害等の非常時に備え、議会及び議員が迅速に効果的な活動を行うことを目的とし、災害時における議会の組織体制、議員の行動基準等を定めた「内灘町議会業務継続計画」（以下「議会 BCP」という。）を策定する。

2. 災害時の議会、議員の行動指針

（1）議会の役割

議会は、議事・議決決定機関として予算、条例、重要な契約などについて町の団体意思を決定、執行機関の事務執行を精査・評価、町の政策形成において地域性や多様な町民ニーズを反映等の極めて重要な役割を担っている。議会は、大規模災害が発生した非常時において議会機能を停止することなく、適正かつ公正な議会運営を行い、この機能を保持する必要がある。そのため様々な災害による事態を想定し、それに対応するための体制を整え、それに加え災害時の初動対応、復旧・復興において住民代表機関として大きな責務と役割を担う。

災害時における議会は、地域の災害状況や被災者の要望を踏まえ、適時、町に対し提案・提言をおこなう。また、町と調整を行い、国や県に対し要望活動を行うとともに、復旧・復興に向けて提出される議案を速やかに審議・議決する。

（2）議員の役割

議員は、議会が議事・議決決定機関として基本的な機能を維持するために、その構成員として役割を担うことが基本である。

一方で、災害時において地域の一員として被災した町民の救護や被害の復旧・復興の対応など非常事態に即応した役割が求められる。議員は、議会機能の維持する根幹的な役割を基本とし、それに加え地域の活動に従事する役割も担う。

3. 災害時の町との関係

災害時には、災害対応に主体的に当たるのは、町の担当課等の執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事・議決決定機関としての役割が基本であり、その範囲内で災害に対応することとなる。

災害時の初動において、執行機関は災害情報の収集、応急対策などに奔走し混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請などの行動について、状況と必要性を見極め、執行機関が災害対応へ専念できる配慮が必要である。

一方で、議会の自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するため、正確な情報を迅速に収集し、内容の精査・評価を行うことが必要である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責務を踏まえ、災害情報の共有を主体とする協力・連携関係を整え災害対応にあたる。

4. 議会 BCP の発動基準

災害時において議会が担う役割や行動は、町の災害対応と極めて高い関係性を有するため、相互に補完する関係であり、議会 BCP の発動の対象となる災害は、内灘町地域防災計画に基づく内灘町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）設置基準を準用するものとし発動する。

発動する基準は以下のとおりとする。

地震	町内に地震による被害が生じた場合 町内に震度 5 弱以上が発生した場合
津波	町内に津波災害の発生のおそれもしくは発生した場合
風水害等	局地的な災害が発生した場合（河川氾濫、土砂崩れ等） 広範囲にわたる災害が予想又は事態が切迫した場合 重大な事故が発生した場合
その他	災害により町災害対策本部設置された場合

5. 安否確認体制

非常時においても議会が基本的機能を維持し、業務を継続するためには、議会を構成する議員の安全確保と安否確認がスタートとなる。この初動を迅速かつ的確にとることが議会の機能維持にとって非常に重要であり、その後の業務継続体制に大きく影響する。そのため、組織として安否確認を中心とした体制を構築する必要がある。

この体制は議会と議会事務局（以下「事務局」という。）の双方において構築し、対応することが重要であり、事務局を含めた緊急連絡網を整備し、災害時の通信障害に対応するためあらゆる通信機器を活用できる体制を整備する必要がある。

6. 議会の体制

(1) 議会災害対策会議の設置

① 議会災害対策会議の設置基準

議長は、災害初期から議会機能を的確に維持するため、内灘町が町災害対策本部を設置した後、速やかに内灘町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。

対策会議の設置時期等			
設置及び解散の時期	設置場所	会議の参集	会議運営
内灘町が町災害対策本部を設置後、速やかに議長の判断において設置する。 町が災害対策本部を解散した時、または災害の応急対策が概ね完了したと判断される時、解散する。	議長室	対策会議から参集場所等の連絡を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する。	進行は会議長が行う。協議事項は役員での協議の上、決定する。

②対策会議の構成

対策会議は、議長、副議長、議会運営委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての協議及び調整の場としての役割を担い、会議員は、会議の円滑な運営に努めなければならない。

議長、副議長を役員とし、会議の運営、調整等を行う。

対策会議の構成等			
構成員	議長	副議長	議会運営委員
役職	会議長	副会議長	会議員
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する。	会議長を補佐し、会議長が掛けた場合には、その職務を代理する。	会議長の指示のもと、次の任務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の運営に関すること ・ 議員安否に関すること ・ 議員参集に関すること ・ 本会議、委員会の開催に関すること ・ 災害情報収集に関すること ・ 町災害対策本部との連携に関すること ・ その他、災害対応に必要と考えられること。

③対策会議の解散

対策会議の設置期限は、町が災害対策本部を解散した時、または災害の応急対策が概ね完了したと判断される時とする。対策会議の解散は会議長の宣言によるものとし、速やかに会議員へ周知する。

④対策会議の検証

会議長は、解散後、速やかに災害対策会議の検証を行うものとする。

(2) 議員の基本行動

議員は、災害時において、速やかに自身と家族の安全確保・安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で、次の活動を行うものとする。

- ・ 議員とその家族の安否情報及び所在地の報告。
- ・ 通信可能な連絡方法の報告。
- ・ 対策会議からの参集指示に対応できるよう連絡体勢を常時確保する。
- ・ 災害時の所在地が町外の場合、自身と家族の安全の確保、周囲の被災者への救助支援を優先事項とし、安全を最優先に考え、必要な交通手段により速やかに町内に戻ることとする。
- ・ 対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一人として町民への安全確保や応急対応など地域における活動に積極的に従事する。

- ・地域活動を通じ、執行機関が拾いきれない被災情報などの情報収集を行い、対策会議へ逐次報告を行う。
- ・対策会議の議員は、対策会議が設置された場合は、上記に関わらず対策会議の任務にあたる。
- ・執行機関の災害対策を阻害することがないように、直接の問い合わせや情報提供は厳に慎む。
- ・災害情報の錯綜による町民の混乱を防ぐため、議員が地域活動を通して収集した情報は対策会議への報告のみとし、SNS等への情報提供は行わない。

7. 議会事務局の体制

町において、町災害対策本部が設置された場合には、議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）にあたる。

（1）事務局職員の非常時優先業務

- ①来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ②事務局職員の安否確認
- ③事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- ④事務局の通信機器、パソコン等の情報端末機の稼働確認
- ⑤議員の安否確認
- ⑥対策会議の設置準備
- ⑦町災害対策本部との連絡体制の確保
- ⑧災害関係情報の収集、整理、議員への発信
- ⑨議場、委員会室等の被災状況の確認と対策会議の場所の確保

（2）事務局職員参集時の留意事項

- ①第一次参集者である事務局長が、自身や家族の被災等や、参集途上での救命活動などにより参集できない場合には、他の参集者にその旨を連絡し、代理者を立てる。
- ②参集途上、被災者の救命が必要となった場合は、救命活動を最優先とする。
- ③事務局職員間の連絡は、事務局の緊急連絡網に基づき行う。
- ④参集途上、適宜に災害情報を収集する。
- ⑤一人が継続して、長時間にわたり災害対応に当たることがないように、事務局の交替勤務体制を整え、健康管理に留意する。

（3）安否確認事項

- ①議員とその家族の安否状況
- ②議員の所在地
- ③議員の居宅の被害状況
- ④議員の参集の可否と参集可能な時期
- ⑤議員の連絡先（家族などの連絡先）
- ⑥地域の被災情報
- ⑦その他

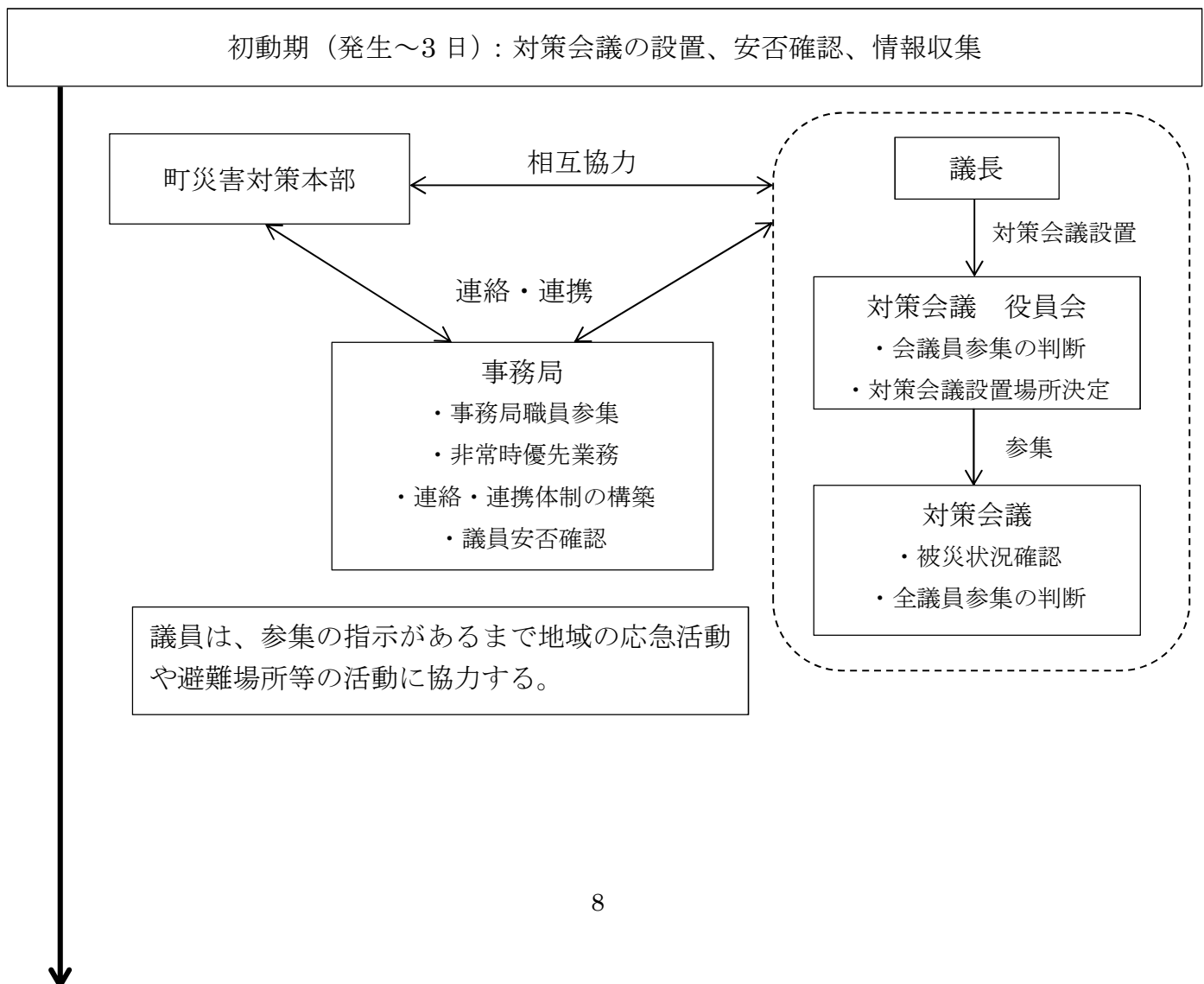
事務局職員の行動基準		
災害が勤務時間内に発生	本会議・委員会開催中	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保を行った上で、家族の安否確認を行い、非常時優先業務に当たる ・議長または委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導を行う。
	休会・閉会中	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保を行った上で、家族の安否確認を行い、非常時優先業務に当たる
災害が勤務時間外に発生		<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保と住居の被災状況の確認 ・被災者がある場合は、救出・支援を行う。 ・第一次参集者（事務局長もしくはその代理）は、速やかに事務局に参集し、非常時優先業務に当たり、その他の事務局職員は安否報告を行う。

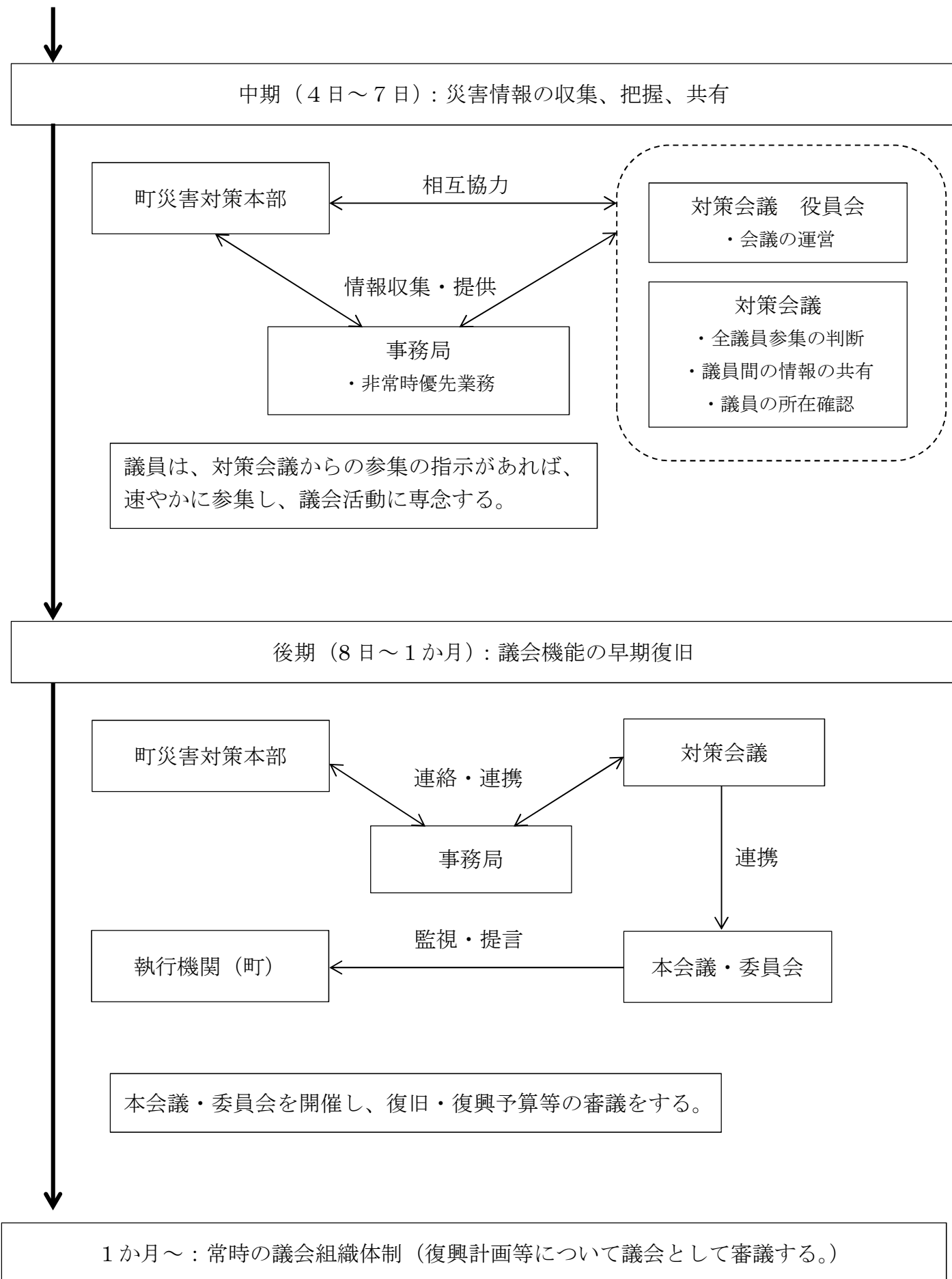
8. 行動時期に応じた活動内容

災害時には、発生からの時期に応じて求められる行動や役割が大きく変化することより、それぞれの時期（初動期、中期、後期とする。）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要である。

なお、後期から平常時に移行していく段階では、執行機関による復旧予算等の復興計画の策定が考えられ、復興計画において議会で速やかに審議し、復興に当たれるよう議会として責務を果たす必要がある。

(1) 行動形態





(2) 行動基準

対策会議、議会・議員、事務局職員の行動基準は次の通りとする。

時期	対策会議の行動	議会・議員の行動	事務局職員の行動
初動期 災害発生 ～3日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の設置 ・災害関係情報の収集 ・町災害対策本部との相互協力 ・職員の安否等の情報整理 ・情報を収集し、議員召集の有無を協議 ・議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・会議長（議長）、事務局に安否報告 ・対策会議からの指示があるまで地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救援活動、避難所運営等への協力 ・対策会議からの指示に即応できる態勢を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・災害情報の確認 ・状況に応じ非常時優先業務に移行 ・議員、職員の安否確認 ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理、発信 ・町災害対策本部との連絡・連携体制の確保
中期 4日～7日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を整理し全議員召集の有無を協議 ・町災害対策本部との情報共有 ・議会運営の再開準備（開催場所、議案等の協議） ・災害初動対応の状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議からの指示があるまで地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救援活動、避難所運営等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確認 ・状況に応じ非常時優先業務に移行 ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理、発信 ・議会再開に向けた準備
後期 8日～1か月	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議・委員会の準備、開催 ・復旧復興状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議からの指示により議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議、議決 ・復興計画の審議 ・復旧復興に関する国・県への要望検討 ・通常の議会体制へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ非常時優先業務に移行 ・対策会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・本会議、委員会の開催 ・通常業務へ移行

(3) 議員の参集方法など

議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身やその家族の被災、住居の被災により参集できない場合には、その負傷等の対応後に参集するものとし、参集が不可能な場合には、必ずその旨を議会事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

参集途上、被災者の救援・救命が必要となった場合には、当該救援活動を最優先とし、活動後直ちに議会事務局に報告する。また、参集途上には参集に支障のない範囲で災害情報を収集する。

参集方法	参集場所	服装	携帯品
公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本とし、道路状況など踏まえ、安全を最優先に必要な交通手段にて参集する。	議会事務局とし、被災して使用できない場合は会議長が指定する代替施設とする。	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本とし、自身の安全を確保できる服装とし、冬季には防寒対策を行う。	通信機器（携帯電話、スマホ）、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替え等とし、個人用の緊急持ち出し袋として事前に用意することが望ましい。

9. 情報の収集について

議会として適正な審議、判断、決定を行うにあたり、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、町災害対策本部に集積されることより、町災害対策本部を通して情報を得るのが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域からの詳細な災害情報を寄せられることもあり、議員が収集した情報を町災害対策本部に報告することにより災害情報を補完することとなる。これらのことより、災害情報を的確に把握し、迅速かつ適正な災害対応に当たるためには、それぞれが得た情報を共有することが大切である。そのためには、町災害対策本部と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。

(1) 地域の災害情報の収集

議員は、町が把握する災害情報に加え、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や町民の声を把握することが可能である。そのため、議員は対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救援活動などに協力するとともに、災害状況の調査や町民の意向・要望の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集する災害情報は、町が把握しきれない災害情報を補完するなど有益である一方、その災害情報の混乱や錯綜により、結果的に迅速かつ適正な災害対応の支障となるおそれがあり、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことが重要である。そのため、議員が収集した情報は、救急・救命に関わる事は除き、対策会議に情報提供を行うものとし、直接町災害対策本部への情報提供は行わないものとする。

また、あらゆる災害情報が錯綜することにより、町民の混乱を招くおそれがあるため、議員が地域活動を通して収集した情報は対策会議への報告のみとし、SNS等への情報掲載は行わないものとする。

10. 業務継続及び災害復旧に向けた対応

(1) 町災害対策本部との連携及び議会再開に向けた協議

対策会議は、町災害対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ町当局に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求めることが出来る。

今後の議会運営については、対策会議と連携し、議会運営委員会にて協議を行う。

(2) 議会運営に向けた対応

議会運営委員会は、災害の状況に応じて議会再開に向け必要となる対策の協議を行う。

(3) 議会開催時における本会議・委員会の再開

本会議・委員会は、迅速かつ適正な復旧・復興にむけ、町民の意見・要望等を踏まえ、町民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議する。

(4) 議会閉会時における本会議・委員会の準備

次の定例会または臨時会において、迅速かつ適正な復旧・復興にむけ、町民の意見・要望等を踏まえ、町民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議するための準備を行う。

(5) 関係機関等への要望等

迅速かつ適正な復旧・復興の実現に向けて、対策会議で検討・調整した内容について、議会として国、県、町、関係機関等に対し要望等を行う。

1.1. 計画の運用

(1) 議会 BCP の発動解除および対策会議の廃止

議長は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営に移行したと判断するときは、議会 BCP の発動を解除する。また、議会 BCP 発動解除をもって対策会議を解散する。

(2) 議会 BCP の見直しと体制

議会 BCP 発動解除後に総括と反省を行い、実施すべき内容や手順の変更、新たな発見された課題が生じた場合は、適切に計画に反映させ、適宜改正を行う。本 BCP の見直しは、議会運営委員会において行うものとする。

(3) 議会機能を継続するための環境整備

災害によって、庁舎施設や設備の機能が制限される状況下においても議会 BCP に基づいて議会機能を維持するために、平時より現状と課題を踏まえて必要な資源の確保に努める。